

別記様式第7号

鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業又は鳥獣被害防止対策促進支援事業の評価報告(令和4年度報告)

事業実施主体名 西粟倉村

1 被害防止計画の作成数、特徴等

- ・西粟倉村全域を対象として、令和2年度より3年計画で策定し、令和4年度を目標年度とした。
- ・対象鳥獣はイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、イタチ等の小型動物、カラス類、ハト類、スズメ類、サギ類、カワウ等の鳥類である。
- ・特に被害の多いイノシシ及びニホンジカによる被害拡大が予想されるため、平成26年から設置している実施隊を中心に捕獲活動を継続・強化することとした。

2 事業効果の発現状況

地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

- ・防護柵の設置を進めてきたことにより、被害が減少するとともに営農意欲の維持に繋がりを、継続的な農業生産活動が行われるようになっている。
- ・防護柵を設置することで野生鳥獣の農地への直接侵入を防ぐと同時に、河川や集落道などの開口部周辺へ捕獲わなを設置することにより捕獲の効率化にも繋がっている。さらに集落の住民と捕獲者との連携で集落全体で協力した取組を実施している地域も現れている。
- ・集落によっては、捕獲者が近所にはいないため、集落内の住民が捕獲のための免許を取得して、実際にそういった捕獲活動を実施するなどの例も見られ、人材の確保に繋がっているとみられる一方で、経験が浅いことから捕獲が直ちに進んでいない状況も見受けられ、技術の向上のために研修等が必要と考えられる。

3 被害防止計画の目標達成状況

被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

- ・本計画では被害金額及び被害面積の両方を目標設定している。
- ・被害金額については、現状12,511千円、目標10,825千円に対し、実績11,858千円で達成率は38.7%であった。被害面積については、現状13.7ha、目標11.1haに対し、実績12.8haで達成率は32.6%であった。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価	
										被害金額			被害面積						
										目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率				
西粟倉村 (西粟倉村鳥獣 被害防止対策 協議会)	西粟倉村 R2		イノシ シ ニホン ジカ	推進事業 (有害捕獲)	イノシ シ:5頭 ニホンジカ :206頭	-	-	-	・全域において防護柵整備は概ね完了しているが、単独のほ場であったり、団地で囲むことが難しいほ場での水稲・野菜等への被害、また林内でのニホンジカによる被害が頻発していることから、緊急捕獲活動支援事業を活用して山中において猟友会が有害捕獲を実施した。取組により、西粟倉村における被害防止計画期間中のイノシシ・シカの有害捕獲頭数は、前回計画時と比べてイノシシ:105%、ニホンジカ:157%の伸びとなり、農林水産業被害の軽減に一定の効果が現れている。	イノシシ	1574	1661	74.2	1,251	1,32	74.3	・被害面積・金額ともに達成率30%強にとどまっている。 ・防護と捕獲の有効な組み合わせにより、侵入防止と効率的な捕獲が進み被害の軽減に繋がっている地区も見られるので、対策の進んでいない地域への取組の波及を進め被害低減に取り組むこととする。 ・大型獣類(イノシシ、ニホンジカ)の被害金額は、現状12,157千円、目標10,674千円に対し、実績11,550千円となり減少している。特にシカの捕獲頭数は前回計画期間から1.5倍増となり、捕獲圧は高まっていると見られるものの、一方で狩猟者の減少・高齢化が生じており、後進育成や省力化・効率化に取り組む必要が生じている。	被害の大部分を占めるのはイノシシとシカである。特にシカについては、被害の額・面積ともに8割以上を占めており、シカの対策が今後の被害低減の鍵となると考えられる。 シカの捕獲頭数は対策期間中の各年度で増減はあるものの一定頭数の捕獲実績があることで、被害金額・面積ともに現状よりも減少していると考えられ、今後は捕獲者の確保を行いながら、シカの捕獲圧を高めて被害低減につなげていきたい。	被害金額、被害面積共に目標達成できていないが、捕獲活動の強化により、捕獲数は年々増加しており、積極的な捕獲活動に取り組んでいると考えている。 被害金額、被害面積を低減し、目標達成できるよう、捕獲活動と一体的に防護柵整備等防護対策の推進も合わせて取り組んでいきたい。
西粟倉村 (西粟倉村鳥獣 被害防止対策 協議会)	西粟倉村 R3		イノシ シ ニホン ジカ	推進事業 (有害捕獲)	イノシ シ:5頭 ニホンジカ :162頭	-	-	-	ニホン	9100	9889	31.2	9,698	11,35	25.7				
西粟倉村 (西粟倉村鳥獣 被害防止対策 協議会)	西粟倉村 R4		イノシ シ ニホン ジカ	推進事業 (有害捕獲)	イノシ シ:11頭 ニホンジカ :186頭	-	-	-	ニホン	66	148	38.3	0,033	0,05	74.6				
									スズメ	0	0	#####	0	0	#####				
									サギ類	75	120	10.0	0.06	0.1	0.0				
									タヌキ	10	40	-50.0	0.02	0.02	100.0				
									(合計)	10825	11858	38.73	11,06	12,84	32.6				

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。  
 2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。  
 3:事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。  
 4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。  
 5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。